



こんにちは、トーカイです。

日頃は株式会社トーカイを

ご愛顧賜り誠にありがとうございます。

早いもので、もう師走。

今年も残りわずかとなりました。

1年の煤払いをして新しい気持ちで新年を迎えましょう。



今年も一年間お疲れ様でした！ 12月・年末に関する豆知識！

12月といえば1年の最後を締めくくる大事な月です。また次の年に向けた走り期間でもあります。

今回は年の瀬にふさわしい日本古来の伝統や風習についての雑学や豆知識をクイズ形式でご紹介します。年末年始のご家族団らんの場で披露してみてくださいは如何でしょうか？

Question! ○か×かお考えください

- 12月は旧暦で「師走」と呼びますが、この師とは実はお坊さんの事を指している。
- 冬至は毎年12月21日と決まっている。
- 108回たたくのが習わしとなっている除夜の鐘。正式ルールでは108回目は年が明けた1月1日にたたく事になっている。
- 年越しそばには今年も一年「そば」にいてくれた人への感謝を込めてという意味がこめられている。
- お年玉付年賀はがきで年賀状を書く方も多いかと思えます。この年賀はがき、実はアメリカには送ってはいけない。



Answer! 何問正解しましたか？

- 正解○ 師走の語源は諸説ありますが、年末にお坊さんが各家庭にお経を読むために走り回っている様子から「師走」とつけられたとする説が一般的です。
- 正解× 冬至とは1年の中でもっとも日照時間が短い一日の事。つまり夜が一番長い日を意味します。(一番寒い日は「大寒」)冬至はほとんどの場合12月22日ですが、4年に一度、閏年には12月21日となります。
- 正解○ 最後の一回は新年に入ってから鳴らすのが正式な決まりだそうです。ちなみに除夜の鐘にはたたき方にも決まりがあり、本来は強くたくく弱くたくくを繰り返しつつ鐘をつくそうです。
- 正解× 「そばのように細く長く幸福に」という意味が込められています。この意味を知ったら、硬めのそばを茹でて、なるべく切らずに長いままのそばをすすって一年を超したいものです。
- 正解○ そんなルールないだろうと思った方...あるんです。アメリカでは外国の宝くじを買ってはいけないルールがあります。お年玉付年賀はがきも宝くじの一種とみなされてしまいます。

冬至とゆず湯



冬至には「ゆず湯に入る」とよく言われます。

■本来は、運を呼びこむ前に体を清めて厄払いするための禊(みそぎ)です。現代でも、新年や大切な儀式に際して入浴する風習があります。昔から、強い香りがする植物で邪気をはらう風習がありますが(端午の節句の菖蒲湯(しょうぶゆ)など)、冬が旬のゆずは香りも強く、邪気ばらいにぴったりです。

■ゆず湯には、ゆず＝「融通」がきく、冬至＝「湯治」という語呂合せもあります。

■ゆずには血行を促進して冷え性をやわらげたり、体を温めて風邪を予防する働きがあり、果皮に含まれるクエン酸やビタミンCによる美肌効果もあります。ゆず湯に入ると1年間風邪をひかないといわれています。さらに、香りによるリラックス効果もあるため、元気に冬を越すためにも大いに役立ちます。



さいたま編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ！ トーカイのご当地グルメ

菓房はら山『栗蒸し羊羹と宮うさぎ』

〒336-0931 埼玉県さいたま市緑区原山1-3-2 TEL:048-887-1388
営業時間:9:00～18:00 定休日:火曜日 ※伊勢丹浦和店は伊勢丹に準じます

無添加無着色の和菓子を30年前から作り続けているのが、浦和にある老舗和菓子店「菓房はら山」です。ほとんどの和菓子店で使用している人工着色料等の添加物を使用せず、お菓子の色付けは有機野菜と果実から取るこだわりよう。

「お風呂に入っても、手についた着色料が落ちない。そんなものを食べてよいのだろうか」という疑問からスタートした、自然の食材、添加物無しの「本物の和菓子」を提供しています。

人気定番商品のどら焼きや浦和を代表する和菓子「浦」
「宮うさぎ」といった商品に加え、季節ごとに四季を感じさせる和菓子をご用意されていますので本物の和菓子の味を是非お楽しみ下さい！

HP:<http://www.harayama.co.jp/>



読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から
抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

さいたま支店のオススメ

上左から 石井・野間口・和田・三上



下左から 伊藤・吉田・山本・粟口

さいたま市は全国8番目の政令指定都市です。そのさいたま市の北部に拠点を構えるさいたま支店。おかげさまで開設12年目を迎える事ができました。今後も地域で愛される営業活動を行ってまいりますので、たくさんのご依頼、お待ちしております！

プレゼントの「栗蒸し羊羹」情報

国内産の新栗をお店で蜜漬けにし、しっとり、ほくほくの栗がゴロゴロ入っています。驚くのはその淡い甘さ。羊羹は甘すぎて...と思っている方には是非食べて頂きたい感激の美味しさです。栗は新栗のみ使用する為、9月～12月の季節限定商品です。今回は特別にプレゼント発送時期に合わせてご用意頂きましたので、この機会に是非ご賞味下さい！

平成29年度末までの措置期間内に、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行を進めています。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが目的となります。今回は、訪問型サービスと通所型サービスの概要について一瞥をご紹介します。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討します。

訪問型サービス

多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) <ul style="list-style-type: none"> 認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 <small>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> 体力の改善に向けた支援が必要なケース ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <small>※3～6ヶ月の短期間で行う</small>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員 (訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

通所型サービス

多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 「多様なサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース <small>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 <small>※3～6ヶ月の短期間で実施</small>
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より引用

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切:2016年12月30日(金)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「栗蒸し羊羹と宮うさぎ」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!!(ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「内容」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

●統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため

●プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

受付は終了しました